

報告第21号

専決処分の報告について（久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和6年1月18日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例(平成22年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。